

保育料（利用者負担額）について

- 保護者（父母または子を監護している者）の市民税額により決定します。
- 税の未申告等で課税資料の確認ができない場合は、最高階層で算定します。
- 保護者の所得額によっては、保護者以外の同居の扶養義務者で家計の中心となる人の市民税額を合算する場合があります。
- 階層区分認定の基礎となる課税額には、住宅借入金等特別控除・配当控除・寄附金控除等の適用はありません。
- 「3歳未満児」「3歳以上児」の区分について、令和7年4月1日現在の年齢が1年間適用されます。

■4月～8月の利用者負担額

令和6年度市民税額（令和5年1月～12月の収入から算定）により計算します。

■9月～翌年3月の利用者負担額

令和7年度市民税額（令和6年1月～12月の収入から算定）により計算します。

9月から保育料が変わる場合もあります。

上段：第1子

下段：第2子

令和7年度春日市利用者負担額（保育料）表1

階層区分		利用者負担額（月額）円		
令和7年4月～8月分⇒令和6年度市民税 令和7年9月～令和8年3月分⇒令和7年度市民税 で算定します。		3歳未満児		3歳以上児 (年少、年中、年長)
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯等 ※1	0		
第2階層	市町村民税非課税世帯	0		
第3階層	均等割のみ課税及び市民税所得割 課税額が24,300円未満の世帯	14,200 7,100	14,000 7,000	0 (【副食費】も免除)
第4階層	市民税所得割課税額が 24,300円以上48,600円未満の世帯	17,500 8,750	17,300 8,650	
第5A階層	市民税所得割課税額が 48,600円以上57,700円未満の世帯	21,000 10,500	20,700 10,350	
第5B階層	市民税所得割課税額が 57,700円以上60,700円未満の世帯	21,000 10,500	20,700 10,350	
第6階層	市民税所得割課税額が 60,700円以上72,800円未満の世帯	22,500 11,250	22,200 11,100	
第7A階層	市民税所得割課税額が 72,800円以上77,101円未満の世帯	25,500 12,750	25,100 12,550	
第7B階層	市民税所得割課税額が 77,101円以上84,900円未満の世帯	25,500 12,750	25,100 12,550	
第8階層	市民税所得割課税額が 84,900円以上97,000円未満の世帯	27,000 13,500	26,600 13,300	
第9階層	市民税所得割課税額が 97,000円以上121,000円未満の世帯	31,100 15,550	30,700 15,350	0 (【副食費】は徴収)
第10階層	市民税所得割課税額が 121,000円以上145,000円未満の世帯	35,600 17,800	35,100 17,550	
第11階層	市民税所得割課税額が 145,000円以上169,000円未満の世帯	40,000 20,000	39,500 19,750	
第12階層	市民税所得割課税額が 169,000円以上235,000円未満の世帯	48,800 24,400	48,000 24,000	
第13階層	市民税所得割課税額が 235,000円以上301,000円未満の世帯	53,000 26,500	52,250 26,120	
第14階層	市民税所得割課税額が 301,000円以上397,000円未満の世帯	61,000 30,500	60,100 30,050	
第15階層	市民税所得割課税額が 397,000円以上の世帯	79,850 39,920	78,650 39,320	

令和7年度春日市利用者負担額（保育料）表2
【ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等 ※2】

上段：第1子
下段：第2子

階層区分		利用者負担額（月額）円		
令和7年4月～8月分⇒令和6年度市民税 令和7年9月～令和8年3月分⇒令和7年度市民税 で算定します。		3歳未満児		3歳以上児 (年少、年中、年長)
		保育標準時間	保育短時間	
第2-1階層	市町村民税非課税世帯	0		0 (【副食費】も免除)
第3-1階層	均等割のみ課税及び市民税所得割 課税額が24,300円未満の世帯	6,400	6,400	
		0	0	
第4-1階層	市民税所得割課税額が 24,300円以上48,600円未満の世帯	8,000	8,000	
		0	0	
第5A-1階層	市民税所得割課税額が 48,600円以上57,700円未満の世帯	8,000	8,000	
		0	0	
第5B-1階層	市民税所得割課税額が 57,700円以上60,700円未満の世帯	8,000	8,000	
		0	0	
第6-1階層	市民税所得割課税額が 60,700円以上72,800円未満の世帯	8,000	8,000	
		0	0	
第7A-1階層	市民税所得割課税額が 72,800円以上77,101円未満の世帯	8,000	8,000	
		0	0	

★ひとり親世帯等であっても、市民税所得割課税額が77,101円以上の世帯は表1の保育料が適用されます。

※1 「生活保護法による被保護世帯等」には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6条の4に規定する里親である世帯を含みます。

※2 「ひとり親世帯」とは母子・父子世帯のこと、「在宅障がい児（者）のいる世帯」とは各種障がい者手帳の所持者、特別児童扶養手当の受給者が同居している世帯のことです。

保育料の多子軽減について（算定対象のうち第何子かで保育料が変わります。）

階層	算定対象	3歳未満児の保育料			3歳以上児の副食費	
		第1子	第2子	第3子以降	第1・2子	第3子以降
第1階層	—	無料			免除	
第2、2-1階層	生計を一にする全ての子ども					
第3-1～7A-1階層		全額	半額	無料		
第3～5A		全額	半額	無料		
第5B～15階層	小学校就学前で保育施設等（※） を利用している子ども	全額	半額	無料	徴収	免除

※ 「保育施設等」とは、認可保育所・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育施設・地域型保育事業・特別支援学校幼稚部・児童心理施設通所部・児童発達支援を指します。

副食費について

3歳以上児のみ、副食費（給食費に係る実費の一部。主に保育所で提供するおかず、おやつ、飲み物等に係る費用）を通園する保育所で徴収します。なお、3歳未満児については、保育料の中に含まれています。

保育料を滞納した場合について

定められた納期限までに保育料を納めない場合は、「滞納」となります。保育料を滞納した場合、「春日市保育料額及び保育所における保育の利用等に係る保育料の徴収手続等を定める規則」第7条第2項及び第3項に基づく地方税法第331条の規定の例により、滞納処分（財産調査、差押え等）を行うことがあります。また、児童手当法第22条の規定に基づき、特別徴収の方法により児童手当から保育料を徴収することがあります。